

短期入所 利用料金表(1日分)

令和6年8月1日改定(4段階 1割負担)

(ショートステイ)

	1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	2. 体制加算単位	3. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ算定額【(1+2)×140/1000】 注1*		6. サービス利用に係る金額の合計(高松市地域区分単価 1単位=10.17円)	7. うち、介護保険から給付される金額	8. サービス利用に係る自己負担額(1割負担額)	9. 居室に係る自己負担額(1日当り)	10. 食事に係る自己負担額(食事代)(1日当り)	合計金額(自己負担額) 注2*	
従来型個室	要介護度1	603 単	43 単	90 単		7,485 円	6,736 円	749 円	1,231 円	1,445 円	3,425 円
	要介護度2	672 単	43 単	100 単		8,288 円	7,459 円	829 円	1,231 円	1,445 円	3,505 円
	要介護度3	745 単	43 単	110 単		9,132 円	8,218 円	914 円	1,231 円	1,445 円	3,590 円
	要介護度4	815 単	43 単	120 単		9,946 円	8,951 円	995 円	1,231 円	1,445 円	3,671 円
	要介護度5	884 単	43 単	130 単		10,749 円	9,674 円	1,075 円	1,231 円	1,445 円	3,751 円
	要支援1	451 単	30 単	67 単		5,573 円	5,015 円	558 円	1,231 円	1,445 円	3,234 円
	要支援2	561 単	30 単	83 単		6,854 円	6,168 円	686 円	1,231 円	1,445 円	3,362 円

注1* 3の介護職員処遇改善加算Ⅰ算定額、4の介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ算定額、5の介護職員島ベースアップ等支援加算算定額は、計算による為、体制加算の変更や利用日数により上記の金額と異なります。

注2* 合計金額は、2の体制加算額や3の介護職員処遇改善加算Ⅰ算定額、4の介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ算定額、5の介護職員島ベースアップ等支援加算算定額により異なります。

多床室
(相部屋)

	1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	2. 体制加算単位	3. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ算定額【(1+2)×140/1000】 注1*		5. サービス利用に係る金額の合計(高松市地域区分単価 1単位=10.17円)	6. うち、介護保険から給付される金額	7. サービス利用に係る自己負担額(1割負担額)	8. 居室に係る自己負担額(1日当り)	9. 食事に係る自己負担額(食事代)(1日当り)	合計金額(自己負担額) 注2*	
	要介護度1	603 単	43 単	90 単		7,485 円	6,736 円	749 円	915 円	1,445 円	3,109 円
	要介護度2	672 単	43 単	100 単		8,288 円	7,459 円	829 円	915 円	1,445 円	3,189 円
	要介護度3	745 単	43 単	110 単		9,132 円	8,218 円	914 円	915 円	1,445 円	3,274 円
	要介護度4	815 単	43 単	120 単		9,946 円	8,951 円	995 円	915 円	1,445 円	3,355 円
	要介護度5	884 単	43 単	130 単		10,749 円	9,674 円	1,075 円	915 円	1,445 円	3,435 円
	要支援1	451 単	30 単	67 単		5,573 円	5,015 円	558 円	915 円	1,445 円	2,918 円
	要支援2	561 単	30 単	83 単		6,854 円	6,168 円	686 円	915 円	1,445 円	3,046 円

注1* 3の介護職員処遇改善加算Ⅰ算定額、4の介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ算定額、5の介護職員島ベースアップ等支援加算算定額は、計算による為、体制加算の変更や利用日数により上記の金額と異なります。

注2* 合計金額は、2の体制加算額や3の介護職員処遇改善加算Ⅰ算定額、4の介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ算定額、5の介護職員島ベースアップ等支援加算算定額により異なります。

以下の体制加算を適用しています。

加算項目（1日分）	単位数	サービス利用料金 （1単位=10.17円） ※1割の場合
① サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単	19 円
② 機能訓練体制加算	12 単	13 円
③ 夜勤職員配置加算（要介護1～5）	13 単	14 円
体制加算 合計 （要介護1～要介護5）	43 単	44 円
体制加算 合計 （要支援1、要支援2）	30 単	31 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき （所定単位× 140/1000）単位	
所定単位 1：サービス利用単位 + 2：体制加算単位 （上記体制加算①②③、 要支援は①②）		

以下は体制加算変更、該当する加算がある場合に適用。（その他体制変更あり）

加算項目	単位数	サービス利用料金 （1単位=10.17円） ※1割の場合	
④ 療養食加算（1食あたり）	8 単	9 円	※1日3回を限度
⑤ 送迎加算（片道あたり）	184 単	188 円	
⑥ 緊急にサービスを提供した場合（1日あたり）	90 単	92 円	
⑦ 若年性認知症利用者にサービスを提供した場合（1日あたり）	120 単	122 円	
⑧ 30日を超えてサービスを提供（但、31日目は実費）した場合（1日あたり減算） ※連続61日以降も同単位相当減算	1日あたり減算 30 単	31 円	※連続61日以降は長期利用適正に単位を適用
⑨ 看護体制加算Ⅰ（1日につき）	4 単	4 円	※体制が整い次第適用
⑩ 看取り連携体制加算（1日につき）	64 単	65 円	※死亡日及び死亡日以前30日以下については7日間限度
⑪ 医療連携強化加算（1日につき）	58 単	59 円	